

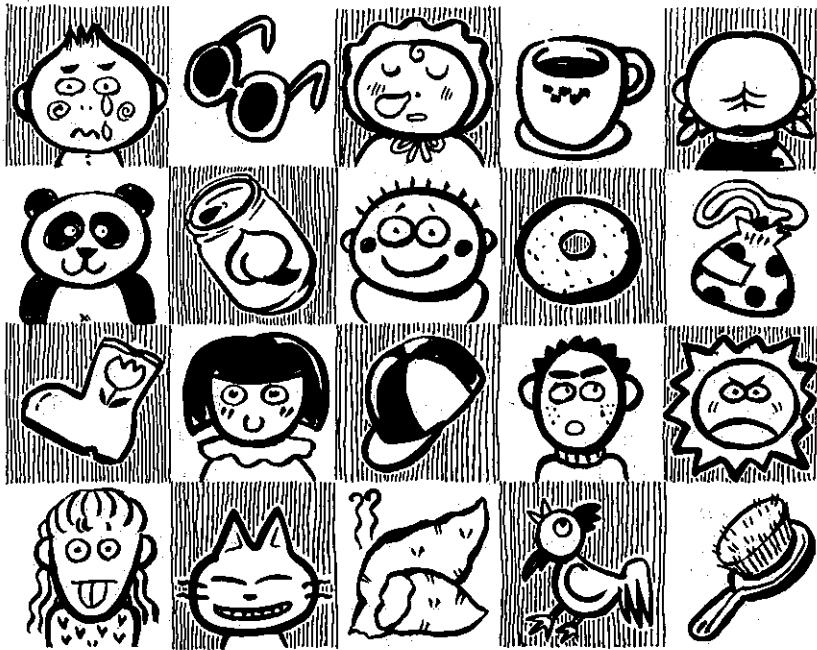
●いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No.5=1992年4月

☆ 特集/子どもの権利条約の国会承認&批准問題(2)



◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

子どもの人権連 へのおさそい

事務局 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172
郵便振替口座 東京 8-18438

★代表委員 (50音順)

一番ヶ瀬 康子	日本女子大学人間社会学部教授
大田 堯	日本教育学会会長、元都留文化大学学長
犬場 昭寿	日本教職員組合中央執行委員長
鈴木 祥蔵	関西大学名誉教授、解放教育研究所所長
寺澤 亮一	全国同和教育研究協議会委員長
永井 憲一	日本教育法学会会長、法政大学法学部教授

子どもの人権は、〈設立のよびかけ趣意書〉に賛同する個人と団体で1986年4月に設立されました。

この間、子どもの人権連は、子どもの人権にかかわる学習研究活動の成果を広報出版活動や集会などを通じてみなさんにアピールしてきました。

さて、子どもの権利条約をめぐる国際的な動きは急ピッチに進展しています。子どもの権利条約は1989年11月20日に国連総会で採択され、その後わずか9ヵ月足らずという異例の速さで発効に必要な20ヵ国の批准が達成されたのです。日本政府は90年9月21日に署名はしたものの、91年現在まだ批准をするには至っていません。

一方、国際的な動きとしては、1991年2月27日には、条約で約束された義務を遂行するにあたって締約国が行なった進捗の状況を査察するために設置される「子どもの権利委員会」(条約43条)の委員(10人)が選出されました。

また、91年9月30日から10月18日までジュネーブで第1回会合が開かれ委員会の運営方法や優先課題、各国政府が委員会に報告する「条約」運用報告書の作成についてのガイドライン、報告書の構成などについても話し合われました。

各国のこの条約に対する関心の高さは、そのまま人びとのこの条約に対する期待の大きさを示しているといえます。

子どもの人権連は、子どもの人権問題に深い関心をもっているみなさん(個人、団体を問わず)と一緒に、子どもの権利条約の一日も早い批准と日本国内での実施、そのための国内法制度の改善・整備を国や自治体に求めていると考えています。

多くの方が、子どもの人権連の趣旨に賛同され、この会にご入会され一緒に行動されることを心からよびかけます。

☆ご入会の手続

1. 子どもの人権連設立よびかけの趣意書、会則に賛同する個人または団体は、誰でも入会することができます。
2. 入会ご希望の個人または団体は、申し込み書(子どもの人権連に請求して下さい)に必要事項を記入の上、年国会費(個人は5,000円。団体は1口10,000円以上)を添えて事務局に送付下さい。振替用紙は事務局に請求下さい。会費納入の際は、〈会費〉と明記し、事務局宛送付下さい。

☆会員の特典

1. 会員は、総会をはじめ、各種の集会や講座などに無料で参加することができます。また会合のインフォメーションなどを無料で受けとることができます。
2. 会員には、広報出版物ができ次第、無料でお送りします。また、会員は、有料の広報出版物を割引き定価(20%off)で購入することができます。お申し込みの際は必ず〈会員〉と明記下さい。
3. 子どもの権利条約に関する講座などの講師あっせんを優先的に受けることができます。

指標

◆ 子どもの権利条約の完全批准を求める請願～ 4項目の請願事項(衆・参両院議長宛)/子どもの人権連 ◆

『子どもの権利条約』の完全批准を求める請願

◆ 請願の趣旨 ◆

いま「子どもの権利条約」の批准承認案が、国会で審議されています。

国内外には、困難な状況のなかで生きている子どもがたくさんいます。国際的には「南」の国々を中心に、戦争や飢餓、疾病の蔓延等によって子どもの生きる権利、健康への権利が奪われている状況にあります。一方、経済大国といわれる我が国でも、学校等での過剰な管理、少年の冤罪事件、幼児虐待などがあります。加えて、子どもは“未熟”だとして、市民的権利がほとんど保障されていません。

私たちは、こうした状況を大きく改善するために、「子どもの権利条約」が積極的な役割を果たすものと期待し、「条約」の完全批准を求めてきました。

しかし政府案では、条約名称を「児童の権利に関する条約」としたこと、条約の一部を解釈宣言および留保したこと、条約実施にあたっての関係国内法の改正や予算措置は必要ないとしたことから明らかなように、本条約の理念を

次頁につづく ➡

》No.5《 も・く・じ

指標=「子どもの権利条約」の完全批准を求める請願	1
子どもの人権連の活動日誌(No.2/1992年3月～4月)	3
資料=「子どもの権利条約」批准にともない改正が必要な関係国内法/広沢 明	4
提言/「日の丸・君が代」をどう考えるか/山部芳秀	6
シリーズ3/学校図書館から子どもの権利条約を/高橋恵美子	7
シリーズ4/X線集団検診は必要なの?(2)/進 かつり	9
意見・OPINION 「どうなる?子どもの権利条約」3・25緊急集会アンケートの結果(2)	11
NEWS BOARD ユニセフ「世界子供白書」'92の紹介(3)	14
再録/第123国会参院文教&予算委質疑(森 暢子議員/'92.3.10)	17
異論・OBJECTION/日本を守る国民会議「日本の息吹」('92年3月号)	25

◆ 子どもの人権連加入申し込み書

◆ 子どもの人権連広報委員会から……………平野裕二

積極的に生かそうとする姿勢が見られません。

私たちは、国会が「子どもの権利条約」を国際的、国内的にもきわめて重要なものとしてとらえ、その理念や規定を生かすためにじゅうぶんな審議をおこなうよう、次のことについてお願いいたします。

衆議院議長 桜内 義雄 殿

参議院議長 長田 裕二 殿

◆ 請願事項 ◆

1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」とすること。
2. 解釈宣言および留保は行わないこと。また、関係国内法制度の改正および、整備に着手すること。
3. 外務省がとりまとめた「西暦2000年に向けての国内行動計画」を条約審議のなかでとりあげ、その充実に務めること。
4. 子どもを含むすべての人びとに条約を知らせるための具体的計画を策定すること。
5. 条約実施のための予算を確保すること。また、自治体が施策を行うことを国として奨励すること。

● 紹介議員

--

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		

● とりあつかい団体

--

◆ 子どもの人権連の活動日誌(No.2) (1992年3月~4月) ◆

- 1992年3月17日(火) 社会党子どもの権利条約批准対策特別委員会に出席(8:00~9:30/国会)
- 1992年3月21日(土) 第1回子どもの権利条約(英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ訳)対訳表作成打合せ(12:00~14:00/日本教育会館)
- 1992年3月23日(月) 第1回社会党子どもの権利条約関係部会に出席(13:00~15:00/国会)
- 1992年3月24~25日 日教組主催、子どもの権利条約の完全批准をめざす全国交流集会(24日10:30~25日12:00/カンダ・パンセ&日本教育会館)に永井、喜多、荒牧、平野が出席
- 1992年3月25日(水) 3・25緊急集会「どうなる?子どもの権利条約」(13:30~16:30/国労会館)
- 1992年3月26日(木) 第3回国連子どもの権利委員会小委員会(13:00~17:00/立正大学)
- 1992年3月31日(火) 第2回社会党子どもの権利条約関係部会に出席(10:30~12:30/国会)
- 1992年3月31日(火) 第3回「子どもの権利条約」パンフレット小委員会(14:00~17:00/日本教育会館)
第2回子どもの権利条約対訳集作成打合せ(18:00~20:00/日本教育会館)
- 1992年4月2日(木) 「子どもの権利条約」完全批准にむけた打合せ(19:00~22:00/日本教育会館)
- 1992年4月3日(金) 第3回事務局会議(14:00~16:30/日本教育会館)
- 1992年4月3日(金) 第6回学習研究委員会(17:00~19:30/日本教育会館)
- 1992年4月3日(金) 第4回「子どもの権利条約」パンフレット小委員会合宿(4月3日~4日/若葉館)
- 1992年4月4日(土) 第3回子どもの権利条約対訳集作成打合せ(10:00~12:00/若葉館)
- 1992年4月8日(水) 子どもの人権連主要加盟団体の社会党委員長への申入れ(11:00~12:00/社会文化会館)
- 1992年4月20日(月) 「子どもの権利条約」の完全批准を求める院内集会と議員要請行動(13:00~17:00/議員会館)
- 1992年4月20日(月) 第5回「子どもの権利条約」パンフレット小委員会(17:00~20:00/日本教育会館)

★ 資料/「子どもの権利条約」批准にともない改正が必要な関係国内法★

◆ 子どもの人権連・学習研究委員会内に設置された「子どもの権利条約と国内法整備小委員会」は、条約批准時に不可決な国内法改正の課題を明らかにすること、日本の子ども法制の総合的かつ抜本的改革の必要性を提示するための活動を重点に置いた研究活動をすすめています。

この資料は「子どもの権利条約」批准にともなう法改正が必要なものを条文順に参考資料として提示したもの。(子どもの権利条約と国内法整備小委員長/広沢 明) ◆

☆ 第2条〔差別の禁止〕

① 婚外子差別の禁止(2条)

● 民法900条(法定相続分)

同順位相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一～三 (略)

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

↓
下線部削除

● 戸籍法49条(出生届)

① (略)

② 届書には、次の事項を記載しなければならない。

一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別

二～四 (略)

③ (略)

↓
下線部削除

② 障害児差別の禁止(2条)

● 学校教育法23条(病弱等のための義務の猶予免除)

前条の規定によって、保護者が就学させなければならない子女(以下学齢児童と称する。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員

者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、監督庁の定める規定により、前条第一項に規定する義務を猶予又は免除することができる。

↓
全面削除

☆ 第12条〔意見表明権〕

③ 懲戒における聴聞(12条)

● 学校教育法11条(学生・生徒等の懲戒)

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

↓
2項を追加

② 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等に弁解の機会を与えなければならない。

☆ 第21条〔養子縁組〕

④ 養子縁組(21条(a))

● 民法798条(未成年の養子)

未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直径卑属を養子とする場合は、この限りでない。

↓
下線部削除

☆ 第28条〔教育への権利〕

⑤ 高校の無償制(28条1(b))

● 学校教育法6条(授業料)

学校においては、授業料を徴収すること

ができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。



下線部改正

学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校、中学校及び高等学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における小学部、中学部及び高等部については、これを徴収することができない。

☆ 第34条 [性的搾取・虐待からの保護]

⑥ 性的搾取・ポルノ的な題材使用の禁止(34条(c))

● 児童福祉法34条(禁止行為)

- ① 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。
一～九 (略)
- ② (略)



1項に10号を追加

十 児童をポルノビデオ、写真等ポルノ的な題材に使用する行為

☆ 第37条 [死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い]、第40条 [少年司法]

⑦ 少年司法・法的援助(37条(d)、40条2(b)iii)

● 少年法10条(付添人)

- ① 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。但し、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。
- ② 保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人となることができる。



3・4項を追加

- ③ 少年及び保護者が貧困その他の事由により付添人を選任することができないときは、家庭裁判所は、その請求により、少年のため付添人を付しなければならぬ。
- ④ 〇〇にあたる事件の審判を行なう場合には、付添人がなければ審判を開始することはできない。

☆ 第40条 [少年司法]

⑧ 少年司法・無料通訳(40条2(b)vi)

● 少年法31条(費用の徴収)

- ① 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。
- ② (略)



下線部削除

★ 提言「日の丸・君が代」をどう考えるか/山部芳秀 (国民文化会議) ★

いよいよ教えねばならない

四月から小学校は新しい教科書になることで、学校での「日の丸・君が代」問題は「掲揚・斉唱」の段階から「教えさせられる、教える」のそれに入る。もっと早くから子どもたちに「正しく教える」ことで掲揚・斉唱も阻止できたと思うが、今からでも遅くはない。正しく教えることこそ肝心だし、さもないとウソを教えさせられ、戦前の教師同様あとで子どもたちに恨まれることになりかねない。

まず「ウソ」を指摘する

文部省が教科書に書かせたウソの第1は、「日の丸・君が代」が日本の国旗・国歌にきまったかのようにしていること。主権者である国民はまったく決めたおぼえがないのに。正確にいうと日本国憲法にもとづく国旗・国歌は、総理府の公式制度連絡調査会議で検討中なのだ。そして決めるのなら元号のように単独法案で国会できめねばならない。第2は、オリンピックでは憲章で「選手国の旗・歌」となっているのに国旗・国歌であるかのようにしたこと。第3に、日の丸は太陽をあらわし、君が代は日本国の繁栄を願う歌だとする解釈をひろめようとしていることなどだ。

かつての役割を教えたい

戦後50年近くになって、戦争体験者が少なくなってきたので、どうして国民が戦争に反対できなかったか分らなくなった。日の丸・君が代は国民を戦争へかりたてる教育の道具だったのだ。日の丸は、太陽神の子孫である天皇と神国日本のいさましさをあらわす旗で、各家庭で立てさせられた。国外では、軍隊が占領した所に立てて、日本の領土であることを示す「侵略」のシンボルだった。君が代は、天皇が支配する時代の永続を願う「天皇主権」の賛歌で、ともに国内では国民を戦争にかりたてる思想を、国外では侵略する道具だった。

「日の丸」マークに二種あり

日の丸は船舶の国籍表示旗にはきめられたが、

国旗としてはきめられなかった。だから1931年の大日本帝国国旗法案が必要だったのだが、それは成立しなかった。当時は天皇が支配する大日本帝国であり、国民がきめる余地はなかった。以後も法律はないから決っていない。日の丸のマークは歴史的に古いというが、奈良時代に中国から渡来した儀式用道具の一つであり、古代中国や古代エジプトのように太陽神信仰は地球上各地にあった。たんなる赤丸印としては、江戸時代の御用米用船舶の印でもあり、戦争で敵味方識別用のマークでもあった。デザイン以前のサインであり、何にでも使われる。簡単でおぼえやすいから、侵略・迫害を受けた人々からは憎しみの対象として忘れることがない。

「君が代」がどうして「国」になるのか

平安時代の元の歌の「君」はアナタをさしていたが、明治以後は、憲法で神となった天皇を指すようになり、「天皇陛下がお治めになる御代」と教えられた。文部省は憲法が変れば意味も変るとして「天皇が象徴となった日本国」などというが、どうして「代=時代」が「国」になるのか。また主権はどうなるのか。

(旧) 天皇陛下がお治めに御る時代

(新) 天皇が象徴となって治められない時代

憲法の変化を用いて、ならべて教えよう。

国民主権の憲法の本質から国歌などになりえないことは明らかだ。

他の教科書を使ってほしい

戦前の教科書を用いて考えさせることや、新教科書にも、よく書きこんである東京書籍のものや、文部省よりの光村図書のものなどいくつかの教科書を用いて教えるといい。

21世紀にむけて、憎しみの旗でない友好のための旗やわかりやすく明るい歌をつくる使命が子どもらにあることも強調したい。

(やまべ よしひで)

学校図書館から子どもの権利条約を考える 高橋恵美子 (神奈川県高教組)

『図書館よ、ひらけ!』(神奈川県高教組図書館教育小委員会編著 公人社刊)という本を作った時、私は最後のところで次のようなことを言った。

「図書館がはたして日本の社会に位置づけるのか、位置づかないのかということは、結局個人が尊重される社会になるのかわからないのかということと結びつく。個人尊重という点から見れば、一番遅れているのが学校である。学校の中に学校図書館が生き残れば、まだ個人が尊重されているということになる。(私達の行なっている実践活動は)学校の中ではたして個人が尊重されるのか、されないのかをかけた戦いなのかもしれない。」

ここに思いたった後に「子どもの権利条約」を知った。今、私が学校図書館について考えていること、それはどうも「子どもの権利条約」と深いかわりがあるように思える。

保健室と図書館

図書館(実際には小さな図書室ですが、あえて図書館という言葉を使いたい)のカウンターで、生徒に突然こう言われた。「ねえ、保健の先生は不良が好き、図書の先生はおたくが好きなんだよネ。」「いや、べつに私が好きなんじゃなくて…。」「まあまあ。」と生徒にいなされてしまったが、言いえて妙、というかうまい言い方だとは思った。

学校というところはどこか歪んでいて、その歪みを引き受けているのが、保健室と図書館である。そういう部分がある。教科を教えている先生には見せない顔を生徒は見せる。保健室に集まる子はかなり問題が深刻で、図書館の場合はそれ程でもない、という違いはあるようだ。

どうして学校では、みんな同じいい子

でいなければならないのか、といつも思う。そして先生も。どうしてみんな同じいい先生でなければいけないのだろう。先生の方もがんじがらめになっている。

学校の管理が強化されていく中で、学校図書館は職員制度の不備と、実態として図書館機能が皆無の状態であったために、管理の網の目をすり抜けてしまったようなのだ。

学校図書館をみんなのものにする

〈先生と図書委員のための学校図書館〉という状態から、〈生徒みんなのための図書館〉をつくっていくにはさまざまな工夫がいる。結局、図書館に並んでいる本で利用者からきびしく判断される。読みたい本、入れたい本を言ってくれるようになるまでに一つのステップがあるし、誰でも気楽に入れて自由にくつろぐことのできる雰囲気ができるまでがさらにもうワンステップ。そういう努力をする過程で、私はどこかで生徒を軽視していた自分に何度も気がついた。ある特定の本を否定することは、それを読んでいる人、見ている人を否定することにつながるんじゃないか、人にはいろいろな面があってその全体がその人なのではないか。「エッチな本」を要求されるというのは、その図書館の信頼度を示すものであって、どう応えていくかに正解はない。悩むしかない。

借りたら返してほしい

図書館が、利用する生徒から信頼される状態になったら、次にぶちあたるのがこの問題だ。生徒にとって魅力ある本が並び、知りたいこと、ほしい本がそれなりに図書館側から応えられる状態になると、もちろん利用も増えるが、本がなく

なっていく。権利と義務の一番わかりやすい関係、でも義務が先に来るのではない。

この問題は実はものすごく大きな問題だと私は思っている。前任校は比較的良好な学校とされていたが、本がなくなることに関してはたいして変わりはない。いい学校とされている学校の子は、名前の残る貸し出しについては、延滞で催促されると平謝りで持って来る。が、無断持ち出しの方は全然平気だ。

図書館の本は、借りたら返してほしい。その代わりに、図書館はあなた達の要求にできるだけ応えていくし、できる限りの努力をする。そうすることは、あなた達の知る権利を保障し、図書館運営に対する意見表明権を行使することにもつながる。しかし、借りた本は返してほしい。これは権利に対する義務なのだ。でも義務の方を先にして、返さないやつには貸し出ししない、とか、貸出冊数を少なくおさえるとか、貸出禁止の本をいっぱい作っておくとか、そういうことはしない。権利行使を保障する方が先なのだ。貸し出しに伴うプライバシー保護のこともある。

レポートとリサーチ

教科学習と連携して学校図書館が使われる、これはどういうことかを明らかにしたのが『図書館よ、ひらけ!』だった。先生の行なう自由な授業を支えるのが学校図書館である。本を使うレポート学習なら、何でもいいというわけではない。

直接聞いた話ではないが、ある高校の留学生がこう言っていたという。「〇〇先生の課題はレポートじゃない、リサーチだ。なぜみんなレポートって言うんだろう。」そしてその先生の課題(レポート)とは、ひたすらページ数だけ、紙の枚数だけを要求するもので内容じゃないんだそうだ。作業、なわけだ。レポートとリサーチの違いが私にもよくわかっている

わけではないが、たまたま手元にあった辞書をひくと(研究社、アプローチ英和)、リサーチの例文に、「私は、報告(レポート)のための調査(リサーチ)をしに図書館へ行った」とある。なるほど、である。

はたしてリサーチではないレポートがどれくらいあるのか、疑問に思う。教科学習との連携の実践例で、授業を行なう先生が生徒の個性や工夫を要求すればするほど、面白い授業となっていくのを知った。レポート学習、調べ学習が個性や工夫を消し去った形で行なわれるとすれば、それはたぶん嘘なんだろう。個々に異なる資料要求があるからこそ、図書館が必要なのだ。

学校図書館の持つ意味、可能性を多くの人に知ってほしい。そして学校図書館が図書館として機能するために、一日も早くすべての学校に専任司書教諭が配置されることを望む。

(たかはし えみこ /
神奈川県立中央農業高校学校司書)

いかなければなりません。

放射線と母性と障害者

昨年10月、岡山で「必要なの？ こどものレントゲン集団間接撮影」全国集会が開催された時、参加者から被爆2世の教師の声として『放射線被曝の危険性を強調するあまり、被爆者に対しての差別が厳然としてある中で、優生思想や差別を助長する発想に流れてはいけない』という指摘がありました。これを受けて、本ネットワークの会報で“今後の運動を進める上で欠かすことのできない視点”として位置づけ次のように提起しました。

“ともすれば、私たちの運動は、被害を受けた人を全面に立てて『こんな不幸を繰り返さないために』式のものに陥がちです。それが、本来最も連帯していかなければならない「障害」を負わされた人々や、公害などの被害者団体と切れてしまい、深みのない独り善がりな運動になってしまう危険性をはらんでいます”

この運動にいち早く立ち上がった人達の多くは、反原発運動に関わった人々でした。反原発運動を支えたのは、多くの母親たち。彼女たちを駆り立てたものの一つが、『遺伝子に影響して「障害」児が生まれるから原発反対』という発想でした。彼らと障害者との間で、なかなか埋まらない溝があると聞き、私たちの運動の中でどう克服していくのかと悶々としていました。

そんな時出合ったのが、「ちいきとうそう」(ロシナンテ社) 1989/12特集『反原発と母性と障害者』反原発運動の連帯を深める…でした。

この本には、障害者を産むことによって責められる母(社会の問題)・障害者を産まないために立ち上がる母(母性の強調)と、そう言われることによって、今生きている自分自身や、我が子の存在自体を否定されてしまう、障害者やその家族との対談や障害者自身の声が収録され

ています。

共に反原発運動に立ち上がりながら、分断されていくのはなぜでしょうか。それは“障害者が生まれるから原発に反対”という言い方は、現在ある障害者差別を利用した悪質なスリカエの論法。この論法は原発と同様に…もしかするとそれ以上に…障害者の「からだやペース」を否定し、傷つけている(堤愛子)という障害者の声が、どうしても届かない価値観を、私たちが持っているからです。

堤さんは、『遺伝子以上にそれを持つ肉体が傷つけられること、自分の痛みとして語っていくこと。そうでない限り、「丈夫な子」を産むために、女の身体がないがしろにされてきた歴史をそのまま許してしまうことになる』さらに『「障害」と「健康」は相反する概念ではなく、たとえ「障害」や「病氣」を持っていても、その人なりの「健康な状態」＝その人なりの「身体やペース」があることを認めあうこと。そんな社会が来たとしても、放射能や原発は本人の意思と無関係に、暴力的に人々の「身体やペース」を否定し、傷つけるから反対』と述べています。

やはり、私たち自身の価値観が問題なようです。こういう視点から、子どもの人権と共に、障害者の人権も含めて、X線集団間接撮影を考えていきたいと思うのです。

(しん かおり／福岡県築上郡
築城町寒田小学校養護教諭)

◆ 92年3月25日(13:30~16:30、東京八重洲の国労会館8F)、子どもの人権連主催の緊急集会「どうなる?子どもの権利条約」——第123国会などの情勢をめぐって——が開かれました。

この緊急集会には、弁護士、議員、医師、主婦、企業人権担当者、PTA関係者、中国帰国者団体、マスコミ関係者、自治体職員、小・中・高・大体教員、退職教員、社会福祉団体職員など、子どもの人権問題に関心のある個人及び団体代表者200人が参加しました。

集会では、これから本格化する「条約」承認をめぐる国会審議に役立するためにアンケートを実施しました。回答いただいたみなさんの声を前号に続いてご紹介します。集会決議＝「子どもの権利条約」の完全批准と国内行動計画の早期策定を緊急に求める決議とあわせてお読み下さい。

なお、アンケートの設問項目は4つ。

Q1＝あなたにとって「子どもの権利条約」のどこが、何が最も関心がありますか?

Q2＝政府が提出した「条約」の名称が、「子ども」ではなく「児童」となっています。あなたのご意見は?

Q3＝「条約」の国会承認審議にあたって、何を重点に論議すべきだと思いますか?

Q4＝子どもの人権連への要望、意見などを自由にお書き下さい。◆

◆ Q1＝あなたにとって「子どもの権利条約」のどこが、何が最も関心がありますか? ◆

14 「子どもの権利条約」によって、日本の教育が変わるかどうか。いや変えなければならぬと思うので、「子どもの権利条約」のどこをどのように活用していかなければならないか考えていきたい。

(生駒研二/熊本県高校教員)

15 日本の今の子ども達、競争・管理の中でお

しつぶされている子ども達を人間としてよみがえらせる手がかかりとなるものと期待をしている。子どもが「人権の主体」だということ。もっともっと、たくさんの人々に知らせていくこと。子どもに知らせて子どもに「権利」というものにめざめさせていくこと。

(牛嶋/熊本県教員)

16 子どもが権利の主体であるところ。日本では? 大人も権利の主体となりえていないことにとまどわず、心と身で受けとめることができるか、一人ひとりが自ら考え運動をしなければ!

(平川久江/福岡県教員)

17 意見表明権と差別の禁止。

(内山知子/自治体職員)

18 すべてです。権利主体としての子どもという子ども観、とらえです。

(岡本重人/広島県教員)

19 第28条(教育についての子どもの権利)、第29条(子どもの教育の目的)について特に関心を持っている。学習指導要領により教育内容が制約を受けている中、子どもの主体的な教育への権利との間で、どのような教育が行なわれるべきであるのか。

(古田秀雄/石川県教員)

20 第12条(意見表明権)子どもの意見を大人と同じように尊重するという。第34条、第35条がとても素晴らしい。また、34条と35条は発展途上国において子どもの置かれている状況を考えると早くなんとかしてあげたいと思う。

(桃井ふみ子/主婦)

※ 編集部註/条約第34条＝性的搾取・虐待からの保護、条約第35条＝誘拐・売買・取引の防止

21 障害児に関する部分(毛利子来・小児科医)

22 第12条の意見表明権。教職員組合として、

組合員への指導でも「校則」をはじめ授業の中身についても、ものが言えるような生徒をつくるようにしている。

(中垣研一／福岡県高校教員)

◆ Q2＝政府が提出した「条約」の名称が、「子ども」ではなく「児童」となっています。あなたのご意見は？ ◆

13 永井先生のお話の通りと思います。

(仲田明子／東京都大田区議)

14 児童、子女、子ども等、各省たてわりの用語や定義を改めて、これを機会に統一しなければならない。18歳未満の男女をさすものであれば、当然それにふさわしい用語と選挙権の問題を解決すべきである。

(大野昭之／退職教員)

15 もちろん、「子ども」(毛利子来／小児科医)

16 人格の主体として子どもをとらえ、権利行使の主体とするならば「子ども」でなくてはならない。(中垣研一／福岡高校教員)

17 ズバリ、これは「子供あつかい」しています。しかも、児童と表現することで、誰か他の人がかかわっていくようなよそよそしさをかんじます。日本国民全員が考え、関っていくなら、やはり「子ども」でなくてはなりません。(河野吉彰／大分県教員)

18 もちろん「子ども」。

(岡本重人／広島県教員)

※ 編集部註＝三島さんの「昨日の話…」というのは、3月24～25日に日教組が主催した「子どもの権利条約の完全批准をめざす全国交流集会」での講演を指しています。

19 昨日の話聞き「子ども」という言葉にこめられているおもしろいがあった。「児童」より「子ども」が望ましいと思う「児童」→行政的言語である。(三島亮彦／広島県高校教員)

20 「子ども」が良い。子供でなく「子ども」は意味があります。(内山知子／自治体職員)

21 「児童」(保護の対象)——その言葉がこの条約の精神に反する。(平川久江／福岡県教員)

22 名称は絶対「子ども」にしてほしい。中学生・高校生にピンとこない。「児童」では)。行政用語でなく、生きてることばで名称をつけてほしい。(牛嶋／熊本県教員)

23 絶対「子ども」であってほしい。高校生に「君は今日から児童だよ」なんて言えない。(生駒研二／熊本県高校教員)

◆ Q3＝「条約」の国会承認審議にあたって、何を重点に論議すべきだと思いますか？ ◆

15 ただ単に条約を批准するのでは意味がない。とは言っても、国内的に高まりのない中での審議であればどれだけ要求を入れられるか不安である。私たちの努力不足を痛感しているのだが、せめて、学校現場での条約の普及に努めていきたいと考えている。

(古田秀雄／石川県教員)

16 国内法の統一(用語、定義)。

(大野昭之／退職教員)

17 留保と解釈。国内法制・実態の整備。なお、国会に子どもの意見を反映させること(意見聴取、公聴会)。(毛利子来／小児科医)

18 名称と保留の問題だけでなく、完全批准が必要である。(中垣研一／福岡高校教員)

19 地球レベルで次の世代を育てなければ！日本だけ生きのびることなどできない時代になって、今、子どもたちに何を身につけさせ何を考えさせなければならないのか。大人が自分たちのことの、今の時点だけを考えていては、地球に明日はないと思います。地球環境をもっと真剣に考え、そこからこの問題の重要性が始まる。(河野吉彰／大分県教員)

⑳ 「子どもの権利条約」の精神をかえないこと。
(岡本重人／広島県教員)

㉑ 21条＝養子縁組、28条＝高校無償制、40条＝
無料通訳・婚外子差別禁止・障害児差別禁止
などにもなる国内法の改正を行ってから、
論議すべき。予算的な問題を論議すべき。
(三島亮彦／広島県高校教員)

㉒ まさに今日永井さんが話されたように在日
外国人、外国籍の子どもたちは外国人労働者
の家族のみならず、●に増えています。国際
結婚、中国引揚者、在日韓国・朝鮮人さまざ
まな形態、文化をもっています。国際化がす
すむなか、解釈、留保を残さず、批准すべき
ですし、貴会が、在日外国人関係団体、個人
との共闘を強く望みます。
(衣川由喜江／中国帰国二世三世の会)

㉓ 名称。「子どもの権利条約」の精神(子ども
が権利主体、教師は管理の客体)と現在の管
理強化と学校教育について。
(平川久江／福岡県教員)

◆ Q4＝子どもの人権連への要望、意見などを
自由にお書き下さい。◆

⑧ もっともっと広く議論を呼びかけて下さい。
(仲田明子／東京都大田区議)

⑨ 現場(学校)との整合性というか、侵透と
いうか、この点を地域・家庭でどう広めてい
くか。要するに、読み手にどう説得するか、
心の中にストンと落ちるか、これがポイント
と思います。(河野吉彰／大分県教員)

⑩ もっともっと運動を国民全体に広げましょ
う。もちろんいっしょに!!
(岡本重人／広島県教員)

⑪ 批准後の点検を一緒にやりたいです。
(内山知子／自治体職員)

⑫ 私たちも42条の実現のため力を出してい

ます。もっと子どもの人権連側の考え方をP
Rしてほしい。(平川久江／福岡県教員)

⑬ 政府訳の問題点をわかりやすく、整理して、
資料として出してほしい。批准されたら一人
ひとりが出来る行動のヒントを「こんなこと
ができる」手引書でも作ってほしい(今日の
永井先生の話のようなことを)。
(牛嶋／熊本県教員)

⑭ 日本の教育改革に向けた「子どもの権利条
約」からのメッセージを、簡潔にはとめ、ア
ピールしてほしい。
(生駒研二／熊本県高校教員)

□□□ 広報委員会より □□□□□

子どもの人権連への貴重なご意見、ありがと
うございます。

※ 政府訳の問題点を現在整理中です。6月下旬
には『今日から、子どもの権利条約』(子ども
の人権連ブックレット)を発刊します。ぜひ、
ご期待下さい。

※ 一人ひとりが行動するための指針として、『子
どもの権利条約、実施のためのQ&A』(子ども
の人権連発行)があります。これは、国会や地
方議会議員用に作成されていますが、それだけ
ではなく、一人ひとりが条約を実施するための
指標も提起しています。ぜひ、ご活用下さい。

※ 「子どもの権利条約」からのメッセージ――
大変素晴らしい提言です。子どもの人権連では、
「子どもの権利基本法の制定」を呼びかけてお
り、その一環として今後ぜひとりくんでみたい
と思います。

※ 「条約」の批准後の点検――今後、「条約」に
かかわる国内法制度の充実をはじめ、運用や慣
行の整備なども大切になってきます。ぜひ、一
緒にとりくみたいと思います。ところで、「母子
手帳」に「子どもの権利条約」のポイントを載
せたらどうか? と提案されたお母さんがいます。
読者のみなさんのご意見は?

II 「子ども最優先」

提案2——社会資源の配分に当たっては、幼い子どもの発育中の心身の保護を最も優先すべきだという「子ども最優先」の原則を、新しい世界秩序の倫理として受け入れなければならない。

「子どものための世界サミット」はすべての国に対して「子ども最優先」の原則を守るように呼びかけた。この原則は「資源の配分に当たっては、いい時代にも悪い時代にも、国内レベルでも国際レベルでも、また家族のレベルでも、すべての子どもの不可欠のニーズを満たすことに対して高い優先を与える」というものである。

「子ども最優先」の原則は感傷という崩れやすい砂の上のみ築かれたものではない。人間の心身の大部分は生後数年間に発達する。この時期は子どもの脳や身体が完全に発育し、もって生まれた資質を伸ばすためのただ一度の機会になる。もし子どもの発育の各段階がしかるべき時期に完了しなければ、発育の複雑な過程が損なわれてその影響が生涯続くことになる。発育には第二のチャンスはない。「子ども最優先」の原則はこの不動の生理学的事実のうえに築かれたものである。この原則のもとでは最悪の時代にも、子どもに対する社会的保護が最初に放棄されるのではなく、最後まで守られなければならないことになる。

「子ども最優先」の原則はすでに、すべての国の多くの親たちによって実践されている。文明の進歩の過程は、基本的には人々が時折示すそれらのこまやかな感情やより高い原則を制度化していく過程なのである。ところが、「子ども最優先」の倫理を制度化し、この原則を日常の行動のなかに自動的に反映するという点で、人間はこれまで文明に向けての前進をすることができなかった。

子どもにとって発育のチャンスはただ一度しかなく、発育の過程はたいへん微妙に影響を受けやすいものである。そのため「子ども最優先」の原則の本質は、子どもの保護が優先事項であるというだけでなく、保護が絶対に優先され

なければならないという点である。いいかえれば子どもは状況の変化や、その時々々の優先課題に振り回されるのではなく、どんな困難なときも、つねにこの約束に依存することができなければならない。

すべての社会はいい時代にも悪い時代にも、愛情、保護、身体の健全な発育、病気に対する予防接種、基本的な保健サービス、就学の機会など、子どもの発達にとって絶対に欠かせないものを提供するという約束を守らなければならない。約束は経済後退の時期に放棄されてはならないし、経済の構造調整の短期的要求に対しても棚上げにされてはならない。特定の既得権益グループの圧力に屈してはならないし、特定の政党の浮沈にも左右されてはならない。混乱や転換の時代に揺さぶられたり、イデオロギーに従属することも許されない。戦争や内乱のときでさえ、放棄されてはならない。これらのさまざまな困難な時代においてこそ「子ども最優先」の原則は、最も辛抱強く維持されなければならないのだが、現実にはしばしば放棄されてしまっている。

ユニセフの立場からみて、新しい世界秩序が形成されるなかで「子ども最優先」の原則を精力的に推進する必要があることを痛切に感じさせたのが、1980年代の多くの出来事だった。危機に次ぐ危機のなかで、多くの国でこの原則が守られなかったことの結果をユニセフは目撃してきた。原因がアフリカやラテンアメリカの債務危機や構造調整であろうと、中部・東部ヨーロッパの政治的、経済的混乱であろうと、多くの先進工業国での政治哲学の変化であろうと、アフリカや湾岸地域での戦争であろうと、子どもの暮らしが最も踏みにじられ、子どもが最も長期にわたる傷を負った。また子どもたちは、21世紀に自分や家族のために暮らしの糧を手に入れるために必要な教育や技術を身につけて、健全に発育するただ一度の機会を失うという最終的な代価を支払ったのだった。

大人の世界の誤りや行き過ぎが子どもにもたらす結果があまりにも無視されているので、子どもの栄養状態や病気のパターン、就学状況を

詳しくモニターするメカニズムは事実上存在しない。混乱や転換の時代には子どもが最大の危険にさらされるということを、すべての経験が示しているが、それでもなお、ある国の子どもの健康や栄養に何が起こったかを知るよりも、ある月に何台のビデオレコーダーが輸入され、販売されたかを知ることのほうが簡単である。

私たちは発展途上世界の債務に対して最大の代価を支払ったのが子どもであることを知っている。ユニセフが過去10年間に集めた断片的な証拠は、アフリカやラテンアメリカの重債務国の一部で栄養不良が増え、場合によっては子どもの死が増えたことを示している。ユネスコが行った調査の結果も、経済を調整して債務危機に対応しようとする試みが、発展途上世界の少なくとも50の重債務国で、6～11歳児の就学率を低下させたことを示している。

私たちはまた、いま湾岸戦争の最大の代価を支払っているのが幼い子どもたちであることも知っている。この種のものとしては最初の調査結果によると、イラクでは、この一年間に子どもの死亡率が急速に高まっている。「子ども最優先」の原則が幅広く受け入れられるようにならない限り、現代の戦争は子どもに対する戦争であり続けることになる。

同様に、古い経済体制がそれ自体の不適切さの故に最終的に崩壊して、各国が次々に大胆な転換に踏み切るなかで中部・東部ヨーロッパを覆っている困難の矛先に立たされているのも、また子どもである。フィレンツェのユニセフ国際児童開発センターが今年初めに発表した特別調査の結果は、保健、教育サービス支出が最も大きく削減され、多くの子どもの栄養状態がすでに脅かされている可能性があることを示している。最悪のケースはアルバニアで、現在、子どもの約20%が栄養不良に陥り、乳児死亡率が1989年の2倍にも高まっている。

囲み記事5で取り上げたように、子どもは過去10年間に多くの先進工業国で起こったあまり目立たない政治、経済哲学の変化によっても、最大の打撃を受けている。たとえば米国では1960年代に14%だった貧困状態で暮らす子どもの比率がいまや22%に高まっている。

過去には子どもの福祉が大人の世界の出来事に左右されることは、ある程度まで避けられな

いことだったかもしれない。しかし現在では社会の未来を保護することでもある子どもの保護を、それほど簡単に放棄しなくてもすむようになってきている。現在では新しい能力を活用することによって、ほぼすべての状況のもとで低いコストで、ほぼすべての子どもの健康、栄養、教育を守れるようになってきている。可能な場合には国が行動を起こし、国が行動を起こせないような場合には国際的な支援を得て、意図的に特定の政策を実施することによって、最悪の時代にも子どもの基本的なニーズや権利を守れるようになってきている。

新しい世界秩序を文明の進歩を表わすものにするためには、人間の問題につねに何らかの影響を及ぼす衝撃と後退、誤りと運営の失敗を、社会の最も弱い構成員の栄養不良、病気、死、非識字の増加に転嫁しないという原則を取り入れなければならない。

近年になって一部の国がこの原則を実施に移せることを示した。韓国は1970年代、1980年代に経済が後退するたびに特別の政策を実施して、石油価格の上昇や農業生産の低下が子どもの健康、栄養、教育水準の低下に転嫁されないようにした。インドネシアも1980年代はじめに石油価格が低下して経済的圧迫が強まるなかで、意識的な決定を行って産業プロジェクトや病院建設の予算を削減し、農村の診療所や予防接種プログラム、小学校の予算を確保した。チリやコスタリカは1980年代に特別の栄養や保健のプログラムを実施して、最貧の子どもを1980年代の厳しい経済状況から守って、乳児死亡率の低下傾向を維持するのに成功した。ボツワナも1980年代にきめ細かいモニターシステムを設けて、食糧補助などの政府の支援の目標をしばり、何とかやり繰りして厳しい干ばつの影響から子どもを守った。ジンバブエも基礎保健プログラムや予防接種サービス、下痢性の病気の子供の予防、補助給食プログラム、農村の水の供給などの低コストの政策を展開して、1980年代の干ばつや経済の後退期に子どもの栄養不良が増えるのを防いだ。

戦争や内乱時にさえ「子ども最優先」の原則が根付き始めたことを示す証拠がみられる。エルサルバドルは長い厳しい内戦によって、子どもが予防接種を受ける権利を奪われないように、

過去7年間、毎年3回「静穏の日」を設けて内戦を中断し、ほぼすべての子どもが予防接種を受けられるようにした。最近ではスーダンも「静穏の回廊」を設けて、民間人家族や子どもに必需物資を送るという考えを取り入れた（現在ではナイル川も救援物資の輸送ルートに使われている）。エチオピアも今年初めに内戦が終わるまでに2つの同様の平和の回廊を設けた。アンゴラも1991年に6つの回廊を設けた。イラクでは、ユニセフとWHOが湾岸戦争の最中にさえ、最も重要な保健資材を輸送するルートを開くことができた。

以上の例はこの原則が将来、消えることのない炎になるという希望を示している。原因が自然災害、内戦、国際紛争、経済運営の誤り、政治的变化のいずれであろうと後退や危機、転換や混乱のなかで国内的にも、国際的にも子どもへの影響を突きとめ、変化の鋭い刃先から子どもの心身の発育を守るためにどんな政策が必要かがつねに問われるようにならない。

幸いなことに世界はいまこの炎を燃え立たせるうえで、子どもに対して保障すべき最低限の保護について事実上、合意に達している。「子どものための世界サミット」が採択した目標や「児童の権利に関する条約」の条文は、子どもの生存、健康、教育を守るための最低限の基準や、すべての国のすべての子どもを戦争や労働、家庭での搾取、虐待から保護するために必要な最低限の合意事項を示している。

したがって世界にはいまや合意に基づく一連の基準があり、すべての国がそれによって子どものための新しい秩序に向けての現実の進展状況を知ることができるようになっている。

◆再録/第123国会参院文教&予算委質疑(森暢子議員=社VS鳩山文相)◆ (’92.3.10&宮沢首相ほか)

〔編集委員会より〕子どもの人権連は、1989年11月20日に「子どもの権利条約」が国連で採択されて以降、国会での同条約に関する質疑経過をすべてパンフレットに収録してきました。第120国会(1990年12月10日～91年5月8日)での全議事録は〈子どもの人権連ブックレットNo.1〉「全政党内閣。どう考える? 子どもの権利条約」(1000円)に収録されています。

さて、「いんふおめーしょん・子どもの人権連」(No.3=1992年2月)では、91年11月21日の参院文教委での肥田美代子議員の質疑経過を掲載しました。今回は、森暢子議員の参院文教委(1992年3月10日)での質疑ポイント(部分)と、参院予算委(1992年3月23日)の全経過をここに掲載します。

編集委員会では引き続き、国会質疑の内容を本誌で紹介していきます。読者のみなさんをお願いします。質疑内容を読んでの感想、ご意見などを子どもの人権連にお寄せ下さい。

★ 第123回国会参議院文教委員会(92.3.10) ★

○森暢子君 それじゃ、国際人権規約の関連と今回の権利条約の28条の関連をよく吟味してくださいまして、いい方向を出していただきたいというふうに思います。

それから、同じ28条の教育への権利なんです、特に、子供たちが退学とか停学とか訓告などを受ける場合に、法律上の懲戒の際の意見表明権が法令上の手続として保障されなければいけないのではないかとこのように思います。学校の現状はもう御存じだと思いますが、高校生でちょっと事件があると、すぐ保護者もとも呼ばれ退学、そして停学。先日、事件を起こしたある高校生も、たばこを吸ったということで自宅待機、そういうことの間いろいろな事件が起こっております。

その中で、子供たちの弁明を聞く機会というのがほとんど学校の中ではないんですね。前も申しましたが、遅刻してきた、おまえは悪い、立っておれと。どうして遅刻してきたかという弁明を――遅刻したにしても理由があるんです。その子供にはその子供の理由がある。しかし、その弁明を聞くチャンスはほとんど学校現場ではない。そういうことにおいて、例えば退学、停学とかいうのは、子供の法的地位、つまり法的地位というのは教育を受ける権利ですね、自分は悪いことをしたけれども引き続き勉強したいんだ、この学校にいたいという気持ちがあったら、これは教育を受ける子供の権利であります。そういうものを聞く機会がないんです。法的手続としてそこにはない。その機会を保障する、そういうことについてどのように文部省はお考えになっていらっしゃいますか。

○政府委員(坂元弘直君) その問題につきましても現在詰めているところでございますが、先生の御指摘の条文は恐らく12条だと思います。12条1で意見表明権を児童に認め、12条の2で、先生御指摘の、子供の権利に直接かわるような処分を受ける場合には適当な聴聞の機会を与えるべきだ、そういう規定だと思いますが、その規定に基づきまして、具体的に学校で子供の権利に直接影響を及ぼす停学、退学あるいは出席停止などの処分をする場合にどういう手続が必要かという点については、現在詰めているところでございます。

ただ、先生が今いみじくも例に挙げました、たまたまおくれたからちょっとそこに立っているということはストレートに子供の権利義務に響いてくる問題ではございませんけれども、実際の運用上は、私どもとしては従来から、なぜおくれたのかというそういう理由を聞いて、その理由が当然是認される、おくれたりやむを得ないというものについては、当然そういう場合には教育的な配慮を加えるべきだという考え方で従来も指導しておりますし、これからもそういう姿勢で指導してまいりたいというふうに考えております。

○森暢子君 そういう問題があるということ指摘しておきたいと思います。

そのほか、42条では条約の広報義務がうたわれておりまして、大人のみならず子供にも条約を広く知らせる措置をとることということなんです、政府、文部省としても、この条約に賛成して通すでしたらやはり広報義務、その方法について今までなされたか、またこれからどういふことをするおつもりかをお聞きしたいと思います。

○政府委員(長谷川善一君) 第42条に、条約に内容について広く知らせるということがうたわれております。現在までは検討の過程でございまして、各条項の解釈等についてもまだ定まっていない部分が非常に多いということで、確たる広報を組織的に行ったということは文部省としてはいたしておりません。

ただ、これが国会に上程されると、正訳もでき、解釈も定まったということになりますと、文部省としてもいろいろな広報の機会を通じましてできるだけ広く学校の関係者、PTA、児童の目にも届くような形で広報をやってきたいというぐあいに考えております。

○森暢子君 学校図書館へ本を置くとか、またはいろいろな情報を家庭に配るとか、先生方にいろいろと勉強していただくとか、いろんな方法が考えられると思います。

今、時間の関係で少ししか触れられませんでしたけれども、こうしていろいろと考えてみますと、このままですんなり、日本はきちっと子供たちは守られているんだからもう国内法は何もいじらなくてもいいとか、対策はもういいんだということにはならないと思うんですが、

今のやりとりを聞いていらっしゃる、大臣として今のやりとりを聞いていらっしゃる、大臣としてどのようにお考えですか。このまますなり行かれますか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) いろいろやりとり聞いておりました、私としては、先ほど申し上げたように、例えばサッカー・アズという28条の英語の表現をどういうふうに解釈するかとか、あるいは国際人権規約のときに初等教育、プライマリーエデュケーションですか、この無償ということがうたわれていますけれども、それを日本ではどういうふうに解釈するかとかいろいろ、それこそ委員長は外交の専門家ですからお詳しいんですが、私は外交のこと、条約のこと、決して詳しくありませんから、専門的なことは論ずる力はありませんが、ただこの条約全体を流れる精神のようなものが最も大切ではないかと先ほど申し上げたわけであります。

ただ、誤解していただいているところはありますが、例えば学校というものは教育のまさに現場であって、そこで人間形成やあるいは知識の伝授、あるいは学力を身につけさせるというようなことが行われていくわけで、学校は当然家庭教師というわけではありませんから、一つの学校としての組織、集団という形をとっていくわけであります。そうした集団行動の中で、子供がいずれ社会人として大きくなって成長したときの行動の原理のようなものを学び取っていくわけであります。そう考えますと、公共の福祉というような議論はいかがかとは思いますが、学校というものの秩序、あるいは学校で教育的な効果を上げるための例えば規則、校則のようなものは、初中局長から御答弁申し上げたように、常に時代に合うように見直し見直しました見直しと、見直しを続けていくべきものではないかと、しかしやはり校則というものがあるという教育的効果を高めるような組織体が維持されるというような側面もあるだろう。

教育基本法の第6条に、これは学校法人のことを書いているんだと思いますが、「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と書いてありますね。学校法人でなければ一条学校は持たないということをこれから意味してきているんだとは思いますが、私は、この教育基本法の第6条を見たときに、やっぱり学校というものは、仮に私立の学校であったとしても非常にパブリックな色彩のあるところで、公的な色彩のある組織とか集団をきちんと維持することは極めて重要だろうと思えます。

したがって、そういう教育上の効果を公の色彩の非常に強い学校というところで成果を上げていかしめるためには、いろいろな制約というものが出てきたとしても、それはいわゆる憲法に保障される人権があるわけですし、人間の基本権があるし、しかも精神的な基本権まで憲法はほぼ保障していますし、国際人権規約もあるし、今回新しくこの児童の権利条約というものが批准、承認されたとしても、そのことと教育上の効果を学校で上げていくということの接点というものは正直言って当然難しい部分も出てくるだろうと思っておりますが、その点については政府もこれから大詰めの議論をしていくよう

でございますし、文部省としても一定の考え方はいずれ打ち出していかなければならないと思っております。

★ 第123回国会参議院予算委員会(92.3.23) ★

○委員長(中村太郎君) 次に、森暢子君の質疑を行います。森君。

○森暢子君 去る3月13日に児童の権利に関する条約、こういう名称で国会にこの条約が提出されました。私たちは、この条約は世思の子供の憲法、このように位置づけまして、評価して、その一日も早い批准を求めてまいりました。そういう意味で、政府がようやく正式にこの国会に批准の承認を求められたということについては評価いたします。ですから、私どもは、基本的には条約の批准に賛成という立場で質問に立ちたい、このように思っています。

まず外務省、この条約の意義、そして批准すべく国会に提出するまでの経過、こういうことについて報告をしていただきたいと思っております。

○政府委員(丹波寅君) お答え申し上げます。

先生、御承知のとおり、この児童の権利条約は国連におきますところの世界人権宣言、それ以降のもろもろの人権に関する宣言、条約といったものを背景にして、一昨昨年国連で採択されたものでございます。日本政府は、一昨年の子供サミットの際にこの条約に署名いたしまして、その後、今日批准のために国会におかけするという経緯でございます。私たちはふだんのほかの条約よりは随分スピードアップして作業したつもりでございます。そういう意味で、先生今評価するということをおっしゃっていただいて大変ありがたいと思っております。

ただ、ここに至ります過程で私たちが作業をいたしました内容は、大変広い範囲の関係各省庁との関係があるものですから、国内法との整合性の問題というものを中心に作業をしてきた、こういうことでございます。

なお、この児童の権利条約をどういうぐあいに位置づけるかという御質問でございますけれども、この条約の前文にもございますけれども、従来、世界人権宣言等におきましては、児童は特別の保護あるいは援助を受ける権利があるということが宣明されてきておるわけでございますが、これは御説明申し上げるまでもなく、児童が貧困あるいは環境の悪化といったようなことになりました場合、まず真っ先に犠牲者になるといったようなこと、あるいは未成熟な成長期にある者として当然家庭あるいは社会から特別な保護を受けるべきものであるという位置づけがございまして、この条約は開発途上国あるいは先進諸国を問わず、子供あるいは児童といったものを正面から取り上げて、条約でそういう権利保護といったものを規定したというふうを受けております。

○森暢子君 大変重要な時点を話して皆さんに理解していただきたかったのですが、一番の問題点は児童の最善の利益を大人たちが守っていこう、そして差別の禁止で

あるとかまたは意見を表明する権利とか、表現、思想、良心の自由などのそういう権利を子供に持たせよう、そういうことが大変大きな特徴ではないかと思うわけです。

いろいろ国内法の整備を行ったということですが、私どもはその国内法についていろいろと問題があるという立場からこれからお話をしていきたいと思いますが、まず総理、子供観について、子供というものをどのようにとらえていらっしゃるか、一言お願いしたいと思います。

〔委員長退席、理事井上吉夫君着席〕

○**國務大臣(宮澤喜一君)** 突然のお尋ねで、十分その全体について申すことができませんけれども、この条約の前文に書いてありますような意味が、まず定義としては私は尊重すべき定義ではないかと思えます。

○**森暢子君** 通告をしておきましたのですけれども、もう一度お聞きしますが、子供を単に権利を持つだけの主体ととらえるのか、それとも権利を行使する主体と理解するのかによってそのこの条約の読み方が大分違ってくるわけです。そのことについて総理はどのように思われますか。権利を持つだけか、行使をするのか。

○**政府委員(丹波實君)** その前に、先ほど国内法を整備というふうに先生お聞き取られにあらはなれたのかもしませんが、その検討の段階で国内法との整合性の問題やいかんという、そういう点を検討してまいりましたということをお知らせ申し上げます。

ただいまの権利の問題につきましては、権利を持つ者がそれを一定の範囲内で行使できるというのは、条約上当然そういう建前になってございます。

○**森暢子君** 子供が権利行使の主体であるということをご確認したいと思うんですが、そういう認識で国民の意識を盛り上げないと、本当に大人たちが、ここにいらっしゃる皆さん方がどれだけこの子供の権利条約の内容について御存じか、またはどのように国民の間にそれが広がっているかというのはなかなか疑問があると思うわけです。それで現状今のままでしたら、批准しましたが何も変わりませんということになれば、せっかく批准を力を入れてなされたのに何にもならないと思うわけです。

そういうことで、この批准することに当たって日本の子供をどう扱うのか、どのように生かしていくのかということについて、文部省、法務省、厚生省、そして最後に総理にお考えをいただきたいと思えます。

○**國務大臣(鳩山邦夫君)** この問題は、たびたび先生に参議院の文教委員会で御答弁申し上げておりますように、児童の権利条約、一番大切なものはなぜこういう条約ができたのかという、総理からも前文のお話がありました、条約の精神を読み取ることであって、それは子供が権利の主体だということを先生おっしゃいましたが、それは日本国憲法でもあるいは国際人権規約でも、当然我が国のお子さんたちも権利を持っておるわけだし、権利

を行使することができるわけですから、そういう意味でコペルニクス的な発想の転回があったわけでは私はないと思うわけで、むしろ子供は先生御指摘のとおり弱い立場に置かれていますから、貧困とかあるいは飢餓とか疾病とかいろいろなものにも弱いわけでありまして、要するに子供は国の宝だから子供を大切にしていこうというその条約の精神、国の宝というよりも世界の宝と言えべきかと思えます。

教育の世界では一人一人のお子さんを丁寧に扱って大切に教育を行いたい、これが条約の精神と思っております。

○**政府委員(土井豊君)** 厚生省といたしましては、これまで児童福祉法などに基づきまして種々の児童のための社会保障施策の充実を行ってきておりますけれども、この条約に規定されております医療や福祉の分野における児童の権利は今後とも十分保障されなければならないと考えているところでございます。

○**國務大臣(田原隆君)** お答えします。法務省といたしましては、児童はおっしゃるように権利の主体であるという点もちろんありますが、ただあわせて同時に保護の対象でもある。やはり未熟なところもあったり、いわゆる脆弱いところもあったりしますから当然保護しなきゃいかぬ。その保護は親が第一、父母がやるのが第一義務だろう。しかし政府としてもこれは幅広い見地から保護しなければならない、そういう幅広い考え方をやっております。

○**國務大臣(宮澤喜一君)** この条約に言っております子供の権利そのものについては、国際人権規約もありまして、我が国憲法、国内法でそれを認めて保護していると思っておりますけれども、その保護につきまして、制度面ばかりでなく意識面、実体面において必ずしも十分でない、不断の努力をして確保することが必要であるということをお考えまして、この条約を締結することによってそういう国内面の法の一層の整備、さらに意識の確立を図っていくべきものと、こういうふうにご存じます。

○**森暢子君** 今意識の整備、法の整備を行っていくというふうなお答えをいただいたわけですが、それぞれの立場でこの条約を批准するに際して、この条約の趣旨をより一層生かすためにどのようなことをやるかということがこれから大事になってくると思うんです。

それで、文部省にお伺いしますが、これはもう文教委員会で一度やったんですけれども、文部省の通知、昭和44年の古い通知の中に「高等学校における政治的教養と政治的活動について」という通知が出ています。このことについてちょっと皆さんに紹介してください。

○**政府委員(坂元弘直君)** お答えいたします。昭和44年の通知は、高等学校におきまして政治的教養を豊かにする教育の一層の充実を図るとともに、政治的活動につきまして適切な指導を行うための文部省の見解を示したものでございます。心身ともに発達過程にあ

ります生徒に対する各学校での指導上の指針を示したものでございます。

通知におきます政治活動に関する内容としましては、教科、科目の授業中やクラブ活動、生徒会活動において生徒がその本来の目的を逸脱して政治的活動の手段としてこれらの場を利用することを禁止する、あるいは学校内に政治的な団体や組織を結成することや、学校内での政治的文書の掲示、配布、集会の開催などの政治的活動を行うことを制限するという、あるいは学校外の活動につきましても学校が教育上の観点から望ましくないとして生徒を指導したり、特に違法なもの、ちょうど昭和44年の通知でございますが、当時、かなりいろんな暴力的な学生運動等が発生した時期であります、特に暴力的なものを禁止するとともに、そのような活動になるおそれのある政治活動についても制限することが必要である、そういう観点から各都道府県を指導したものでございます。

○森暢子君 これは昭和44年の通知でありまして、その文書の中に「最近、一部の生徒がいわゆる沖繩返還、安保反対等の問題について、」云々というのがあるわけです。昭和44年のころにはこういう政治情勢であったと思えますし、その中で政治活動について禁止するか、それから望ましくないとかいうふうな通達が20年たった今も生きていくということでもありますね。そして、今回批准するに当たってこういうものをもう一度洗い直して、見直して、この趣旨により沿うようなものに直していったらいいということをお聞きしたいわけですか。

○森暢子君 じゃ政治的教養や政治的活動の勉強を若い高校生や中学生がどこでしているかということをお聞きしたいと思えます。文部省。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 質問の御趣旨を私取り違えているかと思いますが、当然学校でいろいろな勉強はするわけですが、先ほど初中局長が御答弁申し上げましたように、学校というものは教育という大きな目的を持っておりまして、教育基本法にも、学校というものはいわゆる私立の学校であっても公的な性格を持っているということがはっきり述べられておりますから、そういう教育という大きな目的を持った公的な組織の中では当然必要な合理的な規律というものがあるわけでございますから、そうした中でいわゆる露骨な政治活動をするようなことは困るというようなことを先ほどの通知は決めておるわけでございまして、仮に今回児童の権利条約が批准、そして承認されることになったとしても、それは矛盾をしないものというふうには私は考えております。

○森暢子君 ですから、政治的教養を高めるというのは、いわば政治教育はいけな、高校生はこうだという通知の中で隔離されていながら野放しになっている状況ではないかと思うんです。つまり、これだけマスコミの発達した中で、子供たちは今の政治情勢をちゃんと見て勉強している。いろいろな中で勉強している。特に、一連の佐川とか共和の問題とか、そういう政治ということに対して子供たちは見ていると思うんです。それははっきり

り見ておりますよ。そして批判もし、その中で育っているわけですから、次の世代を担って立つ青少年がどう政治的教養を身につけて、我々はどう政治活動をするのかというのを自然に勉強しているわけですね。そういう中でやはり私たち国会、そして国会議員が与野党を問わず、子供の権利条約を批准するに当たり政治浄化について協力して子供たちに見せる、こういうことが必要ではないでしょうか。総理、いかがですか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) ですから、私申し上げておりますように、政治について学校でいわば社会科というような形で勉強するのは大いに結構です、あるいはお子さんが家に帰って御家族と政治についていろいろ議論をするというようなこともあろうと思いますが、学校という教育の現場のいわば規律を乱すような、教育という目的が損なわれるような政治活動は困りますということをお聞きしているわけですね。それは教育には中立性がとても大切だと思っておりますので、例えば湾岸戦争のとき、あるいは紛争から湾岸戦争にずっと続いていく中で、サダム・フセインの方が正しい、アメリカの方が間違っているということを生懸命教えた、子供さんもやっとそれを理解してくれて、フセインが正しい、アメリカが間違っていると作文やなんか書くようになってとてもよかったなどということがある先生方の集団の研究発表の中でなされたというようなことを聞きますと、教育の中立性というのはしばしば危険な目に遭っているんだな、やはり中立性を守るためにも教室での、教育現場での政治活動は困る、ということでございます。

○森暢子君 今、文部大臣の言っていることはわかるんですが、そのことを聞いているんじゃないんです。ですから証人喚問をお願いしたいということなんです。そして、国会の場ではきちっと大人たちがどのように取り組んでいるかという姿を子供たちに見せるべきではないかと、総理をお願いしているんです。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 御答弁になるかどうかわかりませんが、それはお子さんたちも当然新聞も見るとし、テレビも見るとし、日本の政治についていろいろ見たり聞いたりして考えていると思えます。

○森暢子君 では、証人喚問を強く要求しておきます。次に、名称の、児童か子供かということについてお聞きしたいと思いますが、私どもは子供の権利条約が妥当であろうということで主張してきましたけれども、児童の権利条約ということになったということでございますが、英文の中のチャイルドというのを児童と訳されたわけですが、この児童とした理由、そういうことについてお聞きしたいと思います。

○説明員(野村一成君) お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、この条約でチャイルドあるいは複数でチルドレンという言葉が使われているのをどういうふうに訳文で指摘するかということでございます。こういった場合に、我が国が現在まで締結しましたら

んな条約の訳文の中で、チャイルドあるいはチルドレンという言葉を使っている言葉といたしまして児童あるいは子というのがございます。私ども条約の正式な訳語をつくります場合に、実体と同じである場合にはそれに整合した訳を使うということでございまして、特に、国会で承認いただきました国際人権規約におきましてはチャイルド、チルドレンを児童と訳してございます。したがって、国際人権規約で使っておりますチャイルド、児童の実体、意味というのはこの児童の権利条約におけるのと同じでございますので、したがってこの条約におきましても、訳語といたしましては児童ということで統一するのが適当であるというふうに判断した次第でございます。

○森楊子君 児童という用語については国内法の中で年齢の定義がまちまちであります。関係省庁、説明してください。

○政府委員(坂元弘直君) 文部省関係について御説明申し上げます。

学校教育法の22条で「子女の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満12歳に達した日の属する学年の終りまで」。言いかえれば、小学校の子供でございますが、これを学齡児童というふうに言っております。

○政府委員(土井豊君) 児童福祉法第4条におきましては、「この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をい」という定義がございます。

○森楊子君 児童福祉法では、児童は18歳未満、乳児を1歳未満、幼児を未就学児、少年というのは小学生から12歳まで。それから学校教育法では、児童とは小学生のこと、幼児は3歳児ですね。児童が小学生、生徒が中学生、高校生、こういうふうに変らばらなわけですね。これをどうして児童とくくったかということについて説明してください。

○説明員(野村一成君) お答え申し上げます。

この条約におきましては、チャイルド、児童の定義といたしまして「18歳未満のすべての者」ということになっておりまして、特定の、一定の年齢のより下の人を指すということございまして、なるほど国内法令におきます用語といたしましては、何歳というときにおいてそれはその法律の目的によりまして違っているということでございますけれども、一致しておりますのは特定の年齢より以下の人を指すというときに児童という言葉を使っておるわけでございまして、やはりこの条約におきまして「18歳未満のすべての者」という場合に、この訳語が適当であるというふうに考えるわけでございます。

○森楊子君 今日社会において、17歳何ヶ月の若者を児童と呼びますか。いや呼ばないですよ。うちの子供とかうちの児童なんて呼びますか、皆さん。呼ばないですね。そうした場合に、やっぱり法律用語というのはその

時代の人の意識や社会状況によってそれに変わるべきだと思うわけですね。おかしいし、まして17歳の若者がそれを受け入れるかどうかですね、この条約というものを。そういう辺で大変おかしいと思います。納得がいきませんが、宮澤総理、チャイルドというのを本当に児童か子供かおっしゃってください。

○説明員(野村一成君) ただいま先生の方から児童についての年齢のことに着目してございましたですけども、また同時に、子供という言葉の方がより適当ではないのかという御意見がございました。

他方、日本語としまして、例えば児童につきましては、先ほど申しましたように一定の年齢より下という概念がございますけれども、子供と言いますと、日本語の場合には例えば子供扱いとか子供じみたかということがございます。私自身も、それは私の親との関係においては子供でございますし、そういう意味におきまして一定の年齢より下という概念を指摘するには、私は児童がやはり適当であるというふうに考えておるわけでございます。

○森楊子君 総理、チャイルドをすつと解釈してどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは法律、条約の用語でございますので、余りすつと申し上げちゃいけないんじゃないかと思えます。

○森楊子君 では、子供と直すべきという私どもの意見を申し上げておきます。

次に、国内法との関係でございますが、政府は今回国内法との整合性について問題ないというふうになさいました。しかし、民法や少年司法、福祉や教育関係でいろいろな検討事項があったと思うんですね。実際あります。しかし、問題ないとされたんですが、留保やそして解釈宣言をなさっているわけですね。そのことについて説明してください。

○政府委員(丹波實君) 個々の分野の具体的な問題につきましては、それぞれ担当の官庁から御聴取されるものと了解いたしますけれども、一般論として申し上げまして、この条約は先ほどからも議論がございましたけれども、日本の憲法、それから今まで締結いたしました国際人権規約、A・B規約、そういったものと権利義務の内容と日本の国内法令との関係につきまして、私たち政府部内で詳細に検討いたしました。条約において規定されております児童の権利の実現のために、日本は既に以上のような法的な立法措置あるいは行政措置を講じておりまして、この条約によって課される義務の履行を確保するための現行国内法の改正または新規立法措置は必要はないという結論に達したわけでございます。

しかしながら、この条約におきます自由を奪われた児童の成人からの分離につきましての規定、条約第37条(c)でございますけれども、に関しましては、その内容にか

んがみまして留保を付することを適当と考えて、この点につきましては所要の留保を付して条約を締結することを考えております。

なお、国内法との関係ではそれでは具体的にどういふ問題を検討したかという御質問がであろうかと思いますが、例えば第2条の差別の禁止の規定と非嫡出子の相続の問題、あるいは条約第9条、第10条と出入国管理制度との関係、あるいは条約第13条から15条までの自由権の規定と先ほど先生も問題提起されました学校の校則との関係といったものが検討され、その結論といたしまして新たな立法措置は必要はないという結論に達したということでございます。

○森暢子君 この留保の問題について一つ一つやっておりますと時間がかかりますので、それぞれの委員会に委任せるとして、一つだけ37条の(c)なんです、少年法にかかわることなんです、これをもう少し詳しく説明してください。

○政府委員(濱邦久君) お答えいたします。

委員もう御案内のとおり、児童の権利条約37条(c)項は、自由を奪われた児童と成人との分離を規定しているわけでございます。他方、我が国の少年法におきましては、これも委員御案内のとおりでございますが20歳未満の者を少年として取り扱うこととしておるわけでございまして、20歳未満の者と20歳以上の成人とを分離することとしているわけでございます。これは18歳未満の児童に対する保護を20歳未満の者にも広げて対象として手厚い保護を加える制度をとっているものというふうに理解しておるわけでございます。

したがって、18歳未満の児童と18歳以上の成人との分離を規定しておりますこの条約第37条(c)項につきましては、そういう意味で留保を付することが相当であるというふうに考えた次第でございます。

○森暢子君 今の御説明で皆さん詳しいことがおわかりになったでしょうか。刑法犯の刑務所と、それから少年犯罪の少年院との分離年齢が20歳であること、これをもって日本の法律の方が条約よりも厚く保護されるという立場からの留保であるというふうに御説明があったと思うんですね。

しかし、裏返せば18歳で成人とみなすというのが、外務省の条約の説明書3ページの5の(3)で成人ということで括弧して「18歳以上の者」と記載してあるわけです。ですから、そこら辺が民法では20歳を成人として選挙権を認めているんですけれども、条約の説明書では成人を18歳以上としている。こうなると、やはり選挙権のこともかかわってくるわけですね。そのあたりこれから問題が残るのではないかと思います、いかがでしょうか。意見をお聞きたいと思っております。

○説明員(野村一成君) この条約、特に選挙権とは関係のない条約であるというふうに認識しております。

それから、先ほど我が国の場合にはより手厚い保護をという趣旨の御指摘がございましたけれども、留保につ

きましては条約の趣旨、目的に反しない限り一般国際法上行い得るわけでございまして、私どもこの点についての我が国の留保がそういった国際法上特に問題があるというふうには全く認識しておりません。

○森暢子君 子供と成人の境界を18歳にするか20歳とするかという条約の本質にかかわる問題であると思うんですね。そういう意味で、ここを考え直していただくように求めておきたいと思っております。

この条約を日本が批准することによって子供たちがどう変わっていくか、または国際的にこういう内容で恥ずかしいか、これで妥当なのか、よく検討したのか、外務大臣がその先頭に立たれると思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは昔は、諸外国で今もあります、徴兵制度の問題もありまして、20歳がいいか、18歳がいいかと。かつてソ連だったか東欧だったか、やはり不良がふえてしょうがない、したがって徴兵年齢を引き下げて18歳にしてその不良化を防止する、そういうような話を聞いたことがあります。

物は考え方なんでしょうが、日本などは要するに今徴兵というのはありませんが成人式というようなものは20歳をあれでやっておると。ここは物の考え方ですが、私は、それはどっちがいいとかどっちが悪いとか言ったって、それはなかなか決め手はないんですよ、決め手は。常識的にやっぱり昔から20、20と言っているから20歳ぐらいがいいのかなということだと思っただけですね、これはもう絶対的なものはありませんから。だから私は、20歳以上が成人、それ以下が未成年者ということでもいいんじゃないかならうかと思っています。

○森暢子君 余りこだわっていると長くなりますが、今の外務大臣のお話でいきますと、20歳が成人で、10歳以下が条約の中では児童ですね。じゃ19歳はどこへいくかということになりますし、本当にここは難しい問題で、国会の中で討論になる部分ではないかというふうに思います。

この条約を出される前に、正式の政府の訳というのが、翻訳ですね、訳文がなかなか出なかったんですね。御存じだと思いますが、閣議決定の直前に政府の訳が出た。それ以前に、出さないうちに、この条約を批准するに当たり国内法を改める必要はないとか、または、文部省関係もそうですが、もうこれはいいとかいうのがあっちこっちに出ていたわけですね。

例えば毎日新聞、2月3日の「外交百話」というところにある外務省の方が、もう全然「今のところ、問題はありません」、まして「一部の団体の中に、条文を拡大解釈して国内法を変えるきっかけを作ろうとする政治的動きがあるのは残念に思います」、こういうことが新聞に載っているわけですね。それを聞いて、また国民の一部の人がそれに反論いたしまして、政府のきちっとした訳が出ない前に政治的活動をしているのはけしからぬとか、または国内法は問題ないとかいうふうなことが出るのは余りにもこれ見過ごすことはできない、看過できな

いということがかんかんに怒っているわけでありませぬ。

それで、ぜひ官僚は、お上ではなくてやはり国民全体の奉仕者であるべき。そうしますと、国内法を再検討するためには、官僚の一部の人が決定するのではなくて、やはり国民にもそれをもっと早く示して意見を聞いて国内法はこれでいいというのならまだいいんですけども、正式の訳文を出さない前にそういうことを言うというのは大変国民の意見や国会無視も甚だしいということで許せない、このように思いますが、外務大臣、いかがですか。

○**國務大臣(渡辺美智雄君)** これは実は私のところへ社会党の委員長から電話がありまして、子供条約がいいんじゃないかと。私も最初受けたときに、なるほどそう言われてみれば子供条約の方がチャイルドだからいいんじゃないかと思つたんですよ。

そこで、なぜ子供条約じゃ悪いのかということいろいろ聞いてみたら、一方においては早くに条約を出さない、批准しなさいという強い要求があると。仮にこれを別な、子供条約にしてしまうとすると、今までの法律がみんな、児童福祉法とかやれ何とかいろいろ児童生徒とか、そういうことで法律がみんな決まっている。そういうような法との一貫性といいますか、整合性を持たせなきゃならぬ。そうすると、これまたそいつを全部直さなきゃならぬ。そうすると、またこれはそれまで条約を批准できない、もう3年、5年かかっちゃうということ等がありまして、確かにチャイルドといえは子供と訳した方が素直ですよ、それは。素直だけれども、日本の法律が今まで全部児童というようなことでいって、そういうことで制定してあると。だから、非常に広範囲に及ぶので、到底今度の国会に間に合わないということなんですよ。

それじゃ名前だけのことだからどっちだっていいだろうと、いや簡単な話がですよ。それで、それをうんとおくらせるのがいいのか早く批准した方がいいのか、私は考えたんですよ。それじゃひとつもう謝っちゃおうというわけで田邊さんに電話をして、実は空受け合いましたんだが、ちょっとあれはぐあいが悪いらしい、だから今回は児童条約でひとつ出させていただきますからあしからずと、そう言ったの、私が。そういういきさつがあるんですよ。

だから、これは確かに子供がいいか児童がいいかといえば、これも一長一短なんですよ、実際は。それは子供の方が響きがいいかしらぬが、そういういきさつだから今回は急いで批准するということで、子供が児童に変わったからといって別に内容がうんと違ってくるわけでもないし、しかしながら、条約そのものを今度は子供条約にするとかの法律がみんな影響しちゃうということなので、この点は、よく御趣旨はわかりますが、ひとつ認めていただきたい、そう思っておりますのでございます。

○**森楊子君** 今、訳文の話をお聞きしたんですけども、何か子供の方へ行っちゃいましたが、つまり、政府の正式な訳文を早く国民に出して、そして論議を呼んで、そして批准するという形が一番いいわけですね。それが

遅かったということで、例えばいろいろユニセフなんか訳文を出していらっしやって、そして今回国が出したのといろいろと違うところもたくさんあるわけです。

例えば28条の(b)ですね、高等学校の教育費無償にかかわるところですが、その文書の中の「サッチ・アズ」というところを単なる例示、「例えば」ということにしているわけですね。それで単なる例示であるから条約には拘束されないというふうに判断していらっしやるわけですね。

それについてもう反論する時間がないわけで、「例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。」とされているんですが、そのことについてちょっと説明してください、文部省、大臣。

○**政府委員(坂元弘直君)** お答えいたします。

先生御指摘の条文は28条第一項(b)の規定でございまして、中等教育の発展を奨励し、すべての児童に対して、利用可能であり、かつ機会が与えられるようにするために、締約国がその裁量によってとるべき措置の例示として、先生がおっしゃいました「サッチ・アズ」でございまして、高等学校教育の無償化導入あるいは必要な場合にはその他の財政援助等のようなしかるべき措置をとるべきだということで、無償教育の導入自体を締約国に義務として課しているものではないというふうに私ども解釈した次第でございまして。

先生も御承知のとおり、かつて人権規約におきましては、特に無償教育の漸進的導入という形で締約国に義務として漸進的導入を課しておつたものですから、人権規約の批准条件を国会に御審議いただくときにはそこは留保をつけさせていただきましたが、これはそういうことであくまでもとるべき措置の例示であるということ、留保をつける必要がないという解釈でございまして。ちなみに、既に批准しております各国で、後期中等教育、高等学校が有償でございましてイタリア、韓国等におきましてもこの部分については特に留保をしないで国会で批准あるいは締結しておるということでございますので、私ども、この28条第1項(b)につきましては国際的にもとるべき措置の例示である、義務を課しているものではないというふうに解釈して差し支えないというふうに考えております。

○**森楊子君** 国際教育学会とかユニセフが、今までに国が出さないものだから訳文を出しているんです。その中では、この「サッチ・アズ」のところを「並びに」と、こう訳していらっしやるわけです。ところが政府訳は「例えば」と、こう訳したと。そうしますと、本当に意味合いが違ってくるわけです。

今、一つの教育の関係のものを取り上げましたが、まだほかにたくさんとり方で意味が違ってくる問題があるわけです。これも全部政府がきちっと責任を持って早く政府の訳を出して、世論を巻き起こして、ああ、これはこういうところで子供の権利を本当に守っていこうと。そのためには、子供の権利を守るということは大人の権利も保障することですし、全部かかってくることでしか

ら、そういう世論を喚起しての条約批准、こういうことに持っていったかかないといけないと思います。その点、特に今後そういうことについてはお願いしたいと思います。

最後に、条約の広報義務というのがうたわれているわけですが。広報義務というのが42条にあるわけですが、条約は批准しましたが子供たちにも伝えない、大人にも伝えない、じゃ条約だけがある、こういうことになってはいけないと思うわけですが、この条約の趣旨を生かすためにどのようなことを今後計画なさっていらっしゃるか、文部省お願いします。

○**国務大臣(鳩山邦夫君)** 外務省あるいは政府としていろいろなことがあろうかと思いますが、文部省としたしましては、もしこの条約の批准が承認されるようなことになれば、先ほど冒頭に申し上げましたように条約の一番の重要な部分というものは、その精神は一人一人の子供を大切にしたい、いつも申し上げております言葉で言えば一人一人の子供をじっくりと見つめて個性を引き出してあげるような、そういう丁寧な教育をやってください、こういうことを全国的に呼びかけたいと思っておりますが、実際に条約の内容がどういふものであるかについて、教育委員会を通じましてすべての学校あるいは教員等に内容をお知らせしていきたいと思っております。

○**森暢子君** そのほか、この条約の中には少年司法の関係であるとか、それから児童福祉法、今どなたかおっしゃいましたが非嫡出子の相続の問題であるとか、第2条の特に差別の禁止の中にはいろいろな人権を平等にしていくという国内法があるわけです。そういうことにつきましてもしっかり検討して、いい形での、世界の先進国日本として恥ずかしくない批准の内容にしてほしいというふうに思うわけですが、きょうは子供と児童、国内法の関連、そしてその中身の問題について、十分ここではできませんでしたが、あとの議論についてはそれぞれの委員会で細かくなさると思いますので、この問題はここで終わりにしたいというふうに思います。

◆ 本誌第4号で「児童の権利条約」の今国会早期批准に反対する要望書をご紹介しました。ここでは、『日本の息吹』の主張をご紹介します。「児童の権利条約」国会審議へと題し、「政府は今こそ批准推進派の偏向解釈を正し、教育現場への徹底した指導を」とサブタイトルのついた主張の全文は次の通り。

● 批准承認を求める政府案が通常国会へ

政府は3月13日の閣議で「児童の権利条約」の批准について国会の承認を求めることを決定した。この問題については、度々取り上げている通り、日教組の批准推進派による条約の拡大偏向解釈によって、教育現場に大混乱が生ずることが予測されるだけに、事態は重大な局面を迎えたと言える。

国民会議では昨年よりその早期批准阻止を呼びかけ、各方面への訴えを行い、前号でも既報の通り、有識者、教育団体の賛同を集めた「今通常国会早期批准に反対する要望書」を政府並びに与党の関係国会議員に提出し、また関係省庁への働きかけも行って来た。これまでの折衝の中では、外務省並びに文部省も、この問題についての慎重な対応を口にし、国会に提出する政府案においても、外国人労働者の出入国問題等に関連する各条文には留保並びに解釈宣言を付すなど、一応の前進が認められるが、教育現場への対応については明確なものはなく、極めて憂慮される状況となっている。

全国各地の教育団体からも、

「日教組はこの条約を都合よく解釈し、学習指導書もろくに読まず勝手に思想教育を行ってきた。条約への理解が不十分、日教組への対策も不備なままで批准に賛成することは、無防備で危険である。」 (大阪府教職員団体連合会)

「日教組や一部の市民団体の主張を厳密に見れば、真に子供の将来に責任を持って取り組んでいるのかは疑問である。善意の条約を自分たちの運動のために利用しようとしている。」

(大分県公立高等学校教職員組合)
など現場からの不安がよせられている。

● 日教組など批准推進派の動向

一方、条約早期批准派の「子どもの人権連」(日教組等)はこの閣議決定に当たって、声明を発表し、条約関連の国内法改正問題が見送られたことに不満を表明しながらも、今回の決定を批准へ向けた第一歩として歓迎の意をあらわしている。批准派はさらに政府に対し、①名称を条約の趣旨に基づき「子どもの権利条約」とすること(政府案は「児童に関する権利条約」)、②批准にさいし、一切の留保・解釈宣言なしに完全批准すること、③条約の存在とその精神を子どもを含むすべてのひとびとに広めるため広報費用の予算措置を行うこと、④国内法の整備内容を批准時に明らかにすること、⑤子どもに関する法制を統一的に整備した「子ども基本法」の制定に着手すること等を強く求めていくことを表明し、これをステップに運動の盛り上げを図っている。

条約はこの後、本会議での趣旨説明のあと衆議院の外務委員会に付託される予定だが、この国会審議の場で、児童を権利行使の主体とみる考え方や、国旗の掲揚・国歌の斉唱を否定することも児童の思想の自由とするような、条約批准派の偏向した条約解釈を政府が答弁の中で是正し得るか、また教育現場への指導を文部省が明確に打ち出せるか等が焦点になってきた。

● おつき合い外交に踏みにじられる教育

以上が条約を巡る状況だが、閣議決定に至るまでの動きの中で、指摘しておきたいことは、外務省主導による批准促進の動きの中で、我が国の教育行政が軽視されていることである。編集部でこの条約問題について文部省に問い合わせの電話を入れたところ、外務常の人権難民課に回されたことがあったが、「児童の権利条約」については一貫して外務省が主導権をとっている。同省は、国会議員への働きかけにしても早い段階から一人一人を訪問して批准への理解を求めるなど、一日も早い批准により世界の動きに遅れまいとする姿勢が顕著であった。これに

対し文部省は、批准によってその教育行政に大きな影響を受けるにもかかわらず、外務省に追随するだけに見受けられた。窮状にある世界の児童を救うという条約の趣旨は了すべきも、その批准が我が国の教育実情になじまないものならば一国の教育行政をあずかるものとしては、自らの立場を明らかにすべきであるが、文部省は政府首脳や外務省の方針に唯々諾々と従い、かえって教育現場に重大な禍根を残そうとしているのである。

この点に関連して評論家の川上源太郎氏は「世界のバランスが変わるたびに国連の意味も変わってくる。(この条約は国連が提唱しているものだが) 民族の教育は国連よりもっと動かないものにその基礎をおかねばならない。」と指摘し、埼玉大学教授の長谷川三千子氏も「批准は単に時期が早すぎるのみでなく、端的に不必要。国際的な『おつき合い』外交はもう良い加減にして、不要なものは不要! と政府はつっぱねる気骨を」と述べられている。

国会での審議に先立ち、我が国教育行政のあり方をしっかりと踏まえた、毅然たる態度こそ当局に求められるものだと思う。いずれにしろ、教育行政にとって百害あって一利なしの「児童の権利条約」に対し、今通常国会での慎重な審議が望まれるとともに、国民の良識ある声を集めて、批准推進派の非を正さなくてはならない。

◆ ◆ 子どもの人権連 加入申し込み用紙 ◆ ◆

◆ 入会ご希望の方は下の※印に必要事項をご記入の上、年間会費(個人は5,000円、団体は1010,000円以上)とあわせてお送り下さい。ご送金は、郵便振替をご利用の上、(会費)と明記下さい。会員には、「いんふおめーしょん・子どもの人権連」ほか広報出版物ができ次第、無料で頒布いたします ◆

※ A 会員(個人会員)の場合記入して下さい。

氏名 (ふりがな)	性別 () 男 () 女	職業	申し込み 年月日
自宅住所 連絡先	自宅住所 連絡先		TEL FAX
	自宅住所 連絡先		TEL FAX

※ B 会員(団体会員)の場合記入して下さい

団体名	(略称)	申し込み 年月日
所在地		TEL FAX
担当部局 及び 担当者	(担当者)	TEL FAX
	(担当者)	TEL FAX
※ 子どもの人権保障に関する活動事業などのポイントをご記入下さい。尚、活動、事業計画書などを添付いただければ幸いです。		

受けつけ 年月日	(事務局確認年月日)
-------------	------------

◆ 子どもの人権連, 本誌へのご意見をお寄せ下さい ◆

☆ ご意見、ご提言、近況報告などをご記入下さい ☆

☆ 広報出版物のご注文票（出版物一覧は本誌裏面〈子どもの人権連の本〉をご覧ください） ☆

お名前 /

TEL /

ご住所 /

◆ 広報委員会から……/高橋 公 (広報委員)

権利条約の批准案件が3月13日に閣議決定されるというニュースを3月9日に初めて入手、いきなりあわただしい動きを迫られることになってしまいました。

人権連の合宿先で閣議決定にあたっての声明案を練り、並行して13日午後の社会党議員へのレクチャーの準備。そして、13日に政府訳を入手してすぐに「対訳集」を一晩かかって作成しました。英文と政府訳に加え、これまで一般に普及していた国際教育法研究会の訳を並べて対照させたものです。英文の入力に思いのほか時間をとられてしまい、完全徹夜の作業になってしまいました。その甲斐あって、この「対訳集」は各方面で好評で、国会議員や弁護士の間で広くコピーされ、利用されているようです。政府訳が妥当かどうかを検討する際にも威力を発揮しています。なおこの「対訳集」、ユニセフ訳も加えて人権連から5月上旬に刊行される予定です。

平野はちょうど3月末が締切の翻訳の仕事を抱えており、他の広報委員も年度

末だのなんだので忙しく、せめて閣議決定を4月にずれこませてくれていればな……とほやきたくもなってしまいました。早期批准を唱えてきた手前、あまり文句をいうわけにもいきません。正直な話、批准承認案が3月中旬に提出されるという情報は、本来なら内閣官房が出す資料で2月上旬にはわかっていたはずなのです。その情報の入手が遅れたためにやたらと慌てなければならなかったということでもあり、もっと国会議員と密に連絡をとる必要があると感じました。

閣議決定を報じる新聞は、ほとんどが「児童の～」を名称として採用。はじめから「子ども」にしていたのは毎日ぐらいで、朝日は当初「児童」としていたのを途中(4版)から「子ども」に変更しました。おもしろいといえればおもしろい対応です。

とまれ、しばらくは国会関係の動きに注目する必要があり、国会が終わるまではひそ息つく暇もなさそう。せいぜい体をこわさないようにしたいと思います。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長	鹿倉芳雄	(子どもの人権連事務局次長 自治労社会保障部長)
編集委員	笠井博徳	(子どもの人権連事務局員 日教組教育文化運動局書記)
	高橋公	(子どもの人権連事務局員 自治労社会保障局書記)
	平野裕二	(子どもの人権連事務局員 ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

◆ 表紙イラスト/加藤すみれ

● いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.5 1992年4月25日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆ 発行&編集人 子どもの人権連広報委員会 / 鹿倉芳雄
- ◆ 事務所 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替 / 東京 8-18438 (子どもの人権連)
- ◆ 年間購読料 3,000円 (ただし、会員は会費を含む)

子どもの人権連の本



子どもの権利条約 児童の権利条約 対訳集

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円(〒210円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した Convention on the Rights of the Childの全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」、(別紙)「児童の権利に関する条約に関する日本国政府の留保」、「平成4年3月・児童の権利に関する条約の説明書」など政府資料も掲載し、子どもの権利条約の批准にあたって～その問題点と課題を多角的に明らかにした解説も同時収録。

今日から 子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.3
A5版/500円(〒210)

☆タイトル通り、これから子どもの権利条約を私たちが実施していく上でのガイドブック。

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

☆教職員をはじめ、すべてのおとな、子どもに読んでもらいたいブックレット。

◆ 好評発売中 ◆

子どもの権利条約 実施のためのQ&A 1,000円(〒210円)

全政党に聞く。どう考える？子どもの権利条約	1,000円(〒210円)
子どもの権利条約と国内法の問題点	300円(〒210円)
子どもの人権読本	1,000円(〒210円)
子どもの権利条約	300円(〒210円)
子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚・ケース入り)	400円

★ 会員情報誌(月刊) ★ いんぷおめ〜しよん 子どもの人権連

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
東京都千代田区一ツ橋2-6-2日本教育会館6F TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便番号 東京8-18435